

## 「低入札価格調査制度」の一部見直しについて

建設工事等の迅速な入札執行と計画的な工程の確保及び過度な低価格での入札を防止することにより目的物の品質低下等を予防することを目的に、「低入札価格調査制度」の一部を見直し、東根市建設工事低入札価格調査制度取扱実施要領及び東根市建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱実施要領の一部を改正します。(令和6年4月1日以降入札日の案件から適用)

### ○東根市建設工事低入札価格調査制度取扱実施要領

#### 1. 調査基準価格算定方法の改正※

経費区分	【改正前】			→	【改正後】		
	率	上限	下限		率	上限	下限
直接工事費の額	95%	90%	70%	→	97%	95%	75%
共通仮設費相当額	90%						
現場管理費相当額	90%						
一般管理費等	50%						

#### 2. 失格数値基準算定方法の改正※

経費区分	【改正前】		→	【改正後】	
	率	※特殊な機械設備等が大部分を占める場合		率	※工事の性質上、特に認める場合
直接工事費の額	75%	65～75%	→	85%	75～85%
共通仮設費相当額	75%	左に同じ		85%	左に同じ
現場管理費相当額	75%				
一般管理費等	50%				

調査基準価格を下回る入札を行った全ての入札者について、入札時に提出された積算内訳書の調査を行います。この際、計上されている経費の額が、設計積算書の項目ごとの額に上記の率をかけて計算した額を一つでも満たさない場合は失格となります。

### ○東根市建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱実施要領

#### 1. 調査基準価格算定方法の改正※

詳細は別紙1をご確認ください。

#### 2. 失格数値基準算定方法の改正※

詳細は別紙2をご確認ください。

調査基準価格を下回る入札を行った全ての入札者について、入札時に提出された積算内訳書の調査を行います。この際、計上されている経費の額が、設計積算書の項目ごとの額に別紙2の率をかけて計算した額を一つでも満たさない場合は失格となります。

※改正後要領は東根市ホームページ内「建設工事低入札価格調査制度について」及び「建設工事関連業務委託低入札価格調査制度について」に掲載しております。